



佐賀県公報

平成16年
3月5日
(金曜日)
第 12425号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○土地収用法に基づく事業の認定

(一八二・監理課) 一

◎県が管理する港湾施設の概要の一部改正

(一八二・港湾課) 二

公告

○大規模小売店舗の新設に関する公示

(商工課) 三

○大規模小売店舗の変更に関する公示

(農) 四

○唐津東部地区鶏尾換地区換地計画

(農村整備課) 五

○建築基準法に基づく公開による意見の聴取会

(建築住宅課) 五

○ 告 示

◎佐賀県告示第百八十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十六年三月五日

佐賀県知事 古川 康

一 起業者の名称

太良町

二 事業の種類

町立太良病院移転新築事業及び医師住宅新築工事

三 起業地

(1) 収用の部分

佐賀県藤津郡太良町大字多良字油津地内

(2) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 法第二十条第一号の要件への適合性について

町立太良病院移転新築事業及び医師住宅新築工事(以下「本件事業」という。)のうち町立太良病院移転新築事業は、地方公共団体が設置する病院に関する事業であり、法第三十二条第二十四号に該当する。

また、併せて行われる医師住宅新築工事は、同条第三十五号に該当する。よって、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(2) 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である太良町は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第一項の規定により、同病院の開設について許可を受けており、また、町立太良病院事業会計により既に財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第二十条第二号に掲げる要件を満たすと判断される。

(3) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

町立太良病院は同町内で唯一の病院(医療法第一条の五第一項に規定するものをいう。)であるが、老朽化が著しいこと、バリアフリー等の基準を十分に満たしていないこと、構造上大型の近代医療機器の導入が困難であること、駐車場が不足していること等の問題が生じている。

このため、現在の敷地を拡張して全面改築を行い、十四床の増床、小児病床の確保、救急医療の充実等を図り、医師確保対策のため医師住宅の整備を併せて行うこととしている。これにより、前述した問題が解消されるとともに、地域医療への一層の貢献が見込まれる。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大き

いと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、現病院で医業を行いながら隣接地で新病院を建設する計画に基づき施行されるが、夜間工事をしない、粉じん防御シートを使用する等により入院患者等へ影響が及ばないよう配慮することとしていること、事業計画に対する地域住民の反対がないこと等の理由から、失われる利益については軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

起業地は、三候補地について、交通の利便性、周辺環境等の社会的条件、工事費等の経済的条件等を総合的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地と認められる現在敷地の拡張案が採用されている。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(4) 法第二十条第四号の要件への適合性について

南部保健医療圏(武雄市、鹿島市、杵島郡及び藤津郡の区域をいう。)の既存病床数は、平成十五年四月に佐賀県が策定した佐賀県保健医療計画で定めている基準病床数を下回っていること、太良町は増床した病床数で医療法第七条第一項の規定による同病院の開設許可を平成十五年十月に受けていること、同病院における患者が増加していること等の状況から、(3)のアで述べた問題を解消し、良質かつ適切な医療の提供体制を早期に確保する必要は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、病院の目的を実現するための病院本館、医師住宅、駐車場等の整備に必要な範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は法第二十条各号の要件を満たすものと判断される。

以上により、太良町長より申請のあった本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
太良町総務課

●佐賀県告示第百八十二号

県が管理する港湾施設の概要(平成七年佐賀県告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月五日

佐賀県知事 古川 康

2 伊万里港の表中

二里物揚場	延長202m、水深—3m	を
二里物揚場	延長149m、水深—3m	に、
久原瀬戸臨港道路	延長2,914.6m、幅員9.75m	を
久原瀬戸臨港道路	延長2,913.8m、幅員9.75m	に、

<p>「 〃 二里野積場 面積5,000m² 」</p> <p>「 〃 二里野積場 面積3,516m² 」</p> <p>合計</p>	<p>(3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年10月20日</p> <p>(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,442平方メートル</p> <p>(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>ア 駐車場の位置及び収容台数 屋外駐車場 (建物北東側) 59台</p> <p>イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物北東側 11台</p> <p>ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側 19.2平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北側 12.1立方メートル</p>
<p>○ 公 告</p>	<p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地南東側及び北側 3箇所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後10時まで</p>
<p>大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条 第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同 条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成16年3月5日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス佐賀伊万里店 伊万里市大坪町字神田乙3番地6</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を 行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者 ダイロイヤル株式会社 代表取締役 越智 壯</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野 正晃 宮崎市新栄町33番地</p>	<p>2 届出年月日 平成16年2月20日</p> <p>3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所</p>

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年3月5日から

平成16年7月4日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年3月5日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ伊万里駅前店

伊万里市新天町字中島480番1号 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

ア 西九州ウエルワート株式会社

代表取締役 山本重信

長崎県佐世保市御本町29番11号

(変更後)

ア マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イ 有限会社オダカラ

代表取締役 織田清彦

鹿島市大字古枝乙1699番地5

ウ 株式会社回生薬局

代表取締役 平野伸幸

伊万里市立花町4005

(3) 変更した年月日

平成15年11月21日

(4) 変更する理由

小売業者の名称、代表者及び住所変更のため

2 届出年月日

平成16年2月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年3月5日から

平成16年7月4日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）唐津東部地区鶏尾換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年3月5日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）唐津東部地区鶏尾換地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年3月8日から平成16年4月2日まで</p> <p>3 縦覧の場所 唐津市役所</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項ただし書の規定による建築許可の申請があったので、同条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、利害関係のある方は出席してください。</p> <p>平成16年3月5日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 日 時 平成16年3月14日（日曜日） 午後2時から</p> <p>2 場 所 伊万里市大坪町乙100番地 1 白野公民館</p> <p>3 建築許可をしようとする建築物の建築計画 伊万里市大坪町字白野甲2671番地 1 他2筆の第一種住居地域内の敷地に、自動車整備場を有する自動車販売展示場を建築すること。 (建築物の概要)</p>	<p>(1) 延べ面積 351.88平方メートル (増築面積126.25平方メートル、既存変更225.63平方メートル)</p> <p>(2) 構 造 鉄骨造平屋</p> <p>(3) 用 途 自動車展示販売（自動車整備場付き）</p>
---	--

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所
発行定日 毎週月水金曜日
印刷企画(株)